

## 令和6年度 奈良女子大学国際学術交流奨励事業 募集要項

### 1. 趣旨・目的

本事業は、奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科（以下「研究科」という。）に在学する正規学生が、海外で開催される国際学会等に参加し自ら研究発表する場合において必要となる経費の一部を支援することにより、学生の国際的な研究活動の促進を図ることを目的とする。

### 2. 支援内容

本学最寄りの国際空港から国際学会等開催地の最寄りの国際空港までの最も経済的な経路による低廉な航空運賃（ディスカウントチケットや割引運賃）＜空港施設使用料、空港税、航空保険料、燃油サーチャージを含む＞及び本学から最寄りの国際空港までの国内旅費（以下、「渡航費等」という。）を支給する。

なお、支給上限額は、申請する渡航先国・地域に基づいて以下のとおり決定する。

渡航先国・地域	支給上限金額
北米、中南米、欧州、アフリカ	200,000 円
シンガポール、大洋州、中近東	150,000 円
アジア（シンガポールを除く）	100,000 円

注 上記の支援上限金額は、当年度の支援状況等により減額する場合があります。その場合は、選考開始前に必ず申請者に通知します。

### 3. 対象となる国際学会等の要件

海外で開催される国際学会、シンポジウム、セミナー、研究集会のうち、次の要件を満たすもの。

- 一 国際的に評価の高いもの。
- 二 特定の主題について、研究発表、討論等を行うことを目的とするもの。
- 三 多数の国からの参加があるもの。

### 4. 応募資格者

研究科に在学する正規学生で、指導教員の推薦を受け、海外の国際学会等において自ら研究発表、討論等を行う者とする。なお、応募にあたっては、以下のことに留意すること。

- 一 応募は、募集年度ごとに、申請者1人につき1件とする。
- 二 過去に採択された場合でも、応募は妨げない。ただし、原則として、過去に採択されていない者を優先する。

### 5. 支援予定者数

若干名（参考：令和5年度支援者数 1名）

### 6. 募集対象

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に海外で開催の国際学会等での発表とする。ただし、本邦出国日は令和6年4月1日以降、帰国日は令和7年3月31日を限度とする。

## 7. 申請受付期間

	国際学会等の開催時期	申請受付期間
第一期 募 集	令和6年4月1日～ 令和6年7月31日	令和6年1月9日（火）～ 令和6年2月20日（火） <u>17:00</u>
第二期 募 集	令和6年8月1日～ 令和6年11月30日	令和6年4月1日（月）～ 令和6年5月31日（金） <u>17:00</u>
第三期 募 集	令和6年12月1日～ 令和7年3月31日 (注: 帰国日は3月31日を限度とする。)	令和6年7月1日（月）～ 令和6年10月22日（火） <u>17:00</u>

注1 第一期募集は、令和6年4月1日以降に本邦を出国するものを対象とします。

注2 第三期募集は、令和7年3月31日までに本邦に帰国するものを対象とします。

注3 年度内で開催時期が二つの受付期間にまたがる場合は、開催初日が含まれる受付期間に申請してください。例えば、7月31日から8月5日に開催される場合は、第二期募集ではなく、第一期募集に申請してください。

## 8. 申請手続き

支援を希望する学生は、奈良女子大学国際学術交流奨励事業申請書（様式1）及び次に掲げる書類を取りまとめ、国際戦略センター（奈良女子大学）又は国際課国際交流係に提出すること。なお、募集要項、申請書（様式1）は、国際戦略センター（奈良女子大学）の当該事業ホームページからダウンロードすること。

- ① 出席を予定している国際学会等での発表論文の要約（アブストラクト）
- ② 出席を予定している国際学会等のプログラム、国際学会等の概要、募集要項（申請時に正式なプログラムが確定していない場合は、大まかな流れが分かるもので代用可とする。）
- ③ 申請者の発表の確認が可能な書類（学会事務局等との交信メール等。但し、発表の確認が得られていない場合は、『募集要項 13. その他 ④』の定めに従う。）
- ④ 航空賃の概算額とその根拠を示すもの（採択者には、別途旅行会社の発行する見積書等金額が判るものの提出を求める。）
- ⑤ 前年度在籍していた課程における成績証明書（履修年度のわかるもの）
- ⑥ その他国際戦略センター（奈良女子大学）が定めるもの

## 9. 申請書類提出先

国際課国際交流係（内線3747）

## 10. 選考及び結果の通知

選考は、国際戦略センター運営委員会奈良女子大学部会において行う。また、選考の結果については、同部会長から申請者、指導教員及び研究科長等に通知する。なお、第一期は令和6年3月上

旬を、第二期については令和6年6月下旬を、第三期については令和6年11月上旬を目途に通知する。

#### 11. 指導教員の推薦

指導教員は推薦にあたり、一学会等につき1名の学生を推薦するものとする。

#### 12. 報告書の提出等

本事業の支援を受け国際学会等に参加した者は、帰国後速やかに奈良女子大学国際学術交流奨励事業報告書（様式2）を指導教員の確認を経て、国際戦略センター（奈良女子大学）に提出するものとする。なお、当該報告の内容について、冊子や大学ホームページ等で公開する。また別途大学の広報誌等への執筆を依頼する。

#### 13. その他

- ① 奈良女子大学は渡航期間中等に発生した傷害、疾病等についての責任を負わない。事故等により傷病等の治療を要することとなった場合の費用等は申請者本人の負担となる。したがって、別途海外旅行傷害保険に加入すること。
- ② 会議開催期間前後に行う付加用務は認めない。
- ③ 申請書提出後の差し替えや訂正は申請受付期間中を除き、原則として認めない。
- ④ 申請時点で発表の確認が得られていない場合は、発表を申請していることが判る書類を提出すること。また、本申請の書類提出締切日が学会の定める発表申請日より早い場合は、それを証明する書類を提出すること。これらの場合の採択は仮採択とする。仮採択の学生は、渡航手続き開始時までには発表が確認できる書類を国際戦略センター（奈良女子大学）又は国際課国際交流係に提出すること。提出が無い場合、採択が取り消される。
- ⑤ 本件にかかる経費の重複受給等の不正な処理を防ぐため、本事業支援金以外の経費（学内経費若しくは他機関からの寄付金等）から渡航費等の一部の支給を受けて合算使用する場合や、渡航費等以外の費用（日当や宿泊費、学会の登録費・参加費等）の一部又は全部の支給を受ける場合は、本事業への応募に際して必ず申請書（様式1）に記載することとする。
- ⑥ 採択後、申請内容に虚偽が認められた場合や、渡航費等の不正受給が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に支給された経費の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとる。

問い合わせ先：国際戦略センター（奈良女子大学）又は 国際課国際交流係

電 話 0742-20-3736（国際戦略センター（奈良女子大学）  
3747（国際課国際交流係）

F A X 0742-20-3309

E-mail iec@cc.nara-wu.ac.jp（国際戦略センター（奈良女子大学）  
ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp（国際課国際交流係）